

1. 本財団法人の目的と事業

本財団法人は、食品科学に関する学術研究を奨励援助し、もって国民生活の向上と学術研究の発展に寄与することを目的としています。(定款第 4 条)

この目的を達成するため、国・公・私立大学の学長または学部長および高等学校の校長を初めとして、本財団法人の目的に沿った研究機関等の長に対し学術奨励金応募者の推薦を依頼し、応募研究の内容に関する選考委員会の厳正な審査の後、採択された研究に対し学術奨励金を贈呈いたします。

2. 応募資格と研究分野

当学術奨励金の応募資格は、「食品科学に関する研究」を行っており、下記区分に該当する者を応募対象とします。

※食品科学に強く関係のある研究課題を推奨します。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、申請通りの奨励研究の実施が困難な状況が想定される場合には、申請をお控え願います。なお、使途予定と変更となる場合は返金となります。(3. ※を参照)

(区分)

(1) 一般研究枠(大学・大学院を初めとする本財団法人の目的に沿った研究機関の所属者)

- ① 食品の加工・保蔵に関する研究
- ② 食品の安全性に関する研究
- ③ 食品の機能性に関する研究
- ④ 食品または水産分野におけるバイオテクノロジーに関する研究
- ⑤ 食品の未利用資源(または廃棄物)の有効利用に関する研究
- ⑥ その他食品科学に関する研究

(2) 教育研究枠(高等学校 それに準ずる機関所属者)

- ⑦ 生徒の為の理科教育・食品科学に係るクラブ活動、同好会活動

3. 学術奨励金の内容と金額

研究者個人に対する研究費の援助とし、共同研究はその研究代表者を対象といたします。

学内(所属施設)規定により、事務管理等の控除がある場合はその規定に従います。

区分(1)・・・上限を 200 万円とします。

区分(2)・・・上限を 50 万円とします。

なお、希望金額は年度内に使用する金額を申請して下さい。繰越は認められません。

※希望金額と使途明細書の注意事項をよく読み、細かく記載して下さい。注意事項を守れない場合は奨励金を返金して頂くこととなります。

4. 申込手続・提出資料

(1) 申込には必ず本財団法人所定の応募申込書を使用して下さい。

(2) 希望金額と使途明細書を添付して下さい。(所定書式)

(3) 研究者が所属する研究機関の長の推薦書を添付して下さい。(所定書式)

(4) 上記資料の原本とは別に、応募申込書・希望金額と使途明細書・推薦書・代表的な論文 1 編(一般研究枠応募者のみ)を順番にした 1 セットのコピーを、6 部(原本含め合計 7 部)提出して

下さい。

(5)応募記入シート(Excel)を記入し、本財団の e-mail までデータ形式で送信をして下さい。

用紙は以下よりダウンロード可能です。

一般財団法人東洋水産財団ホームページ <http://www.toyosuisanzaidan.or.jp>

尚、記入例もホームページに掲載しているのでご参考して下さい。

5. 申込書の記入方法

(1)所定の申込書に黒色インクにてご記入下さい。

(2)申込書は1件につき1通として下さい。

6. 応募期限

2023年3月24日 必着

7. 申請書の提出・問い合わせ先

〒108-0075 東京都港区港南 2-13-40 東洋水産(株)内

一般財団法人 東洋水産財団

e-mail: toyosuisan_zaidan@maruchan.co.jp

8. 選考および決定通知

6月中に選考委員会の選考を経て理事会で採否を決定し、その結果を応募者個人に通知いたします。

9. 学術奨励金贈呈方法

採択された応募者には、決定通知書を発送後、所属している学校口座(個人口座は認めない)へ振り込みを行います。

その際、寄付申込書が必要な場合には、当財団のホームページに掲載されている所定のフォームにて必要事項を記入の上、上記メールまでお送り下さい。(なお、間接費に関する事項は記入を差し控えさせていただきます)

10. 受贈者の本財団法人に対する義務

(1)2024年3月31日までに奨励金による研究成果(結果)報告書をご提出下さい。

様式はA4サイズ、6枚程度にて Microsoft Word形式(Adobe PDF あるいは Microsoft Power Point は不可。文章と図表が一連の流れで配置される様式)にて作成し、電子データ(当財団メールにWordを送付)をご提出下さい。

また、同様の研究内容にて学会等の発表がある場合には、本財団法人(英文表記は THE TOYO SUISAN FOUNDATION)からの助成によることを明記して下さい。

(2)2024年3月31日までに奨励金使途についての使途報告書(所定様式)と領収書コピーをご提出下さい。

(3)当財団のホームページに掲載されている学術奨励金交付規定をご確認下さい。

11. その他

研究成果(結果)報告書は「奨励研究報告書」として製本し、受贈者(論文作成者)と本財団法人の目的に沿った研究機関等に配布いたします。

以上